

令和元年 1 1 月 2 1 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	令和元年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
3	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
4	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
5	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
6	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
7	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
8	文化財の県指定について	社会教育・文化財課

議案第1号

令和元年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出
について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

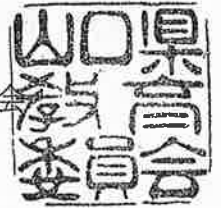
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和元年11月19日付け平31財第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

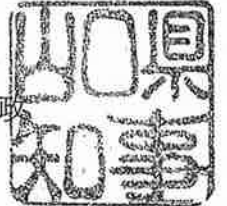
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算（第3号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年度山口県一般会計補正予算（第3号）

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	133,788,581	603,486	114,032		7,024	482,430	134,392,067
項) 教育総務費	21,230,799	17,825			6,109	11,716	21,248,624
目) 教育総務費	5,234,091	17,825			6,109	11,716	5,251,916
事項) 職員給与費	2,587,064	17,825			6,109	11,716	2,604,889
項) 小学校費	41,333,113	258,674	62,590			196,084	41,591,787
目) 教職員費	41,333,113	258,674	62,590			196,084	41,591,787
事項) 教職員給与費	40,942,091	258,674	62,590			196,084	41,200,765
項) 中学校費	25,924,066	133,804	42,301			91,503	26,057,870
目) 教職員費	25,924,066	133,804	42,301			91,503	26,057,870
事項) 教職員給与費	25,465,540	133,804	42,301			91,503	25,599,344
項) 高等学校費	27,232,901	117,163				117,163	27,350,064
目) 高等学校総務費	22,151,724	117,163				117,163	22,268,887
事項) 教職員給与費	21,259,895	117,163				117,163	21,377,058
項) 特別支援学校費	15,949,653	69,369	9,141			60,228	16,019,022
目) 特別支援学校費	15,949,653	69,369	9,141			60,228	16,019,022
事項) 教職員給与費	10,462,063	69,369	9,141			60,228	10,531,432
項) 社会教育費	1,527,211	5,458			852	4,606	1,532,669
目) 社会教育総務費	917,594	5,458			852	4,606	923,052
事項) 職員給与費	781,285	5,458			852	4,606	786,743
項) 保健体育費	590,838	1,193			63	1,130	592,031
目) 保健体育総務費	503,644	1,193			63	1,130	504,837
事項) 職員給与費	174,253	1,193			63	1,130	175,446
款) 災害復旧費	60,000						60,000
教育委員会合計	133,848,581	603,486	114,032		7,024	482,430	134,452,067

議案第1号参考資料

令和元年度11月補正予算(案)の概要

■ 給与関係費

人事委員会勧告を受け、所要の補正を行うもの。

【主な増減要因】

(単位：千円)

区 分	給与改定内容	補正額
給 料	改定率 +0.02%	41,986
勤勉手当	1.80月 → 1.90月	483,009
その他	給料表の引上げ改定に伴う共済費等の増	78,491
	合 計	603,486

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

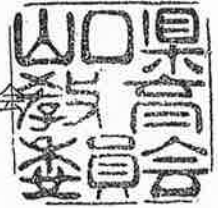
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 8 0 6 号
令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について(回答)

令和元年11月19日付け平31財政第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

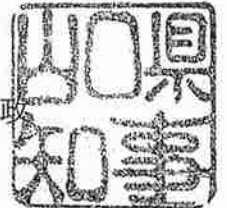
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和元年10月16日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 勤勉手当の改定

支給期	現 行	改正後
6月期	0.90 月分	0.95 月分
12月期	0.90	0.95
合 計	1.80	1.90

3 施行期日

規則で定める日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて平成三十一年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第八条第二項及び第三項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

第六条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

96	283,800	316,300	349,700	367,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		

45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700	

90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	

53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200

96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	263,500	318,600	388,600		
75	264,700	319,700	389,200		
76	265,700	320,800	389,900		
77	266,800	321,900	390,600		
78	267,900	322,900	391,200		
79	269,100	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600	

57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
70			369,600	422,000	449,600	
71			370,000	422,600	449,900	
72			370,300	423,200	450,100	
73			370,800	423,700	450,300	
74			371,000	424,300		
75			371,500	424,800		
76			371,900	425,400		
77			372,200	425,900		
78			372,700	426,500		
79			373,200	427,200		
80			373,700	427,800		
81			374,200	428,100		
82			374,600	428,700		
83			375,100	429,400		
84			375,600	430,000		
85			376,000	430,400		
86			376,500	430,900		
87			376,900	431,600		
88			377,400	432,300		
89			377,900	432,500		
90			378,400			
91			378,900			
92			379,400			
93			379,700			
94			380,100			
95			380,600			
96			381,000			
97			381,500			
98			381,800			
99			382,300			
100			382,700			
101			383,300			
再任用職員	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員 の区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
再任 用職 員以 外の 職員	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900	
46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500	
47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100	
48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700	
49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000	
50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600	
51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300	
52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800	
53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300	
54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000	
55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300	
56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900	

112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				
98	305,300	329,400	356,100	386,100				
99	306,500	330,700	357,200	386,700				
100	307,700	332,000	358,400	387,200				
101	308,900	333,400	359,500	387,600				
102	309,900	334,300	360,600	388,100				
103	311,000	335,400	361,700	388,700				
104	312,000	336,600	362,900	389,200				
105	312,800	337,700	364,100	389,500				
106	313,400	338,800	364,600	389,900				
107	314,000	339,800	365,200	390,400				
108	314,700	340,900	365,800	390,700				
109	315,200	342,100	366,400	391,000				
110	315,700	343,100	366,900	391,500				
111	316,200	344,100	367,400	392,000				

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300		

100	296,900	344,800								
101	297,100	345,100								
102	297,400	345,500								
103	297,800	345,900								
104	298,100	346,300								
105	298,300	346,800								
106	298,600	347,200								
107	299,000	347,600								
108	299,300	348,000								
109	299,500	348,500								
110	299,900	348,900								
111	300,300	349,200								
112	300,600	349,500								
113	300,800	350,000								
114	301,000									
115	301,300									
116	301,700									
117	301,900									
118	302,100									
119	302,400									
120	302,700									
121	303,100									
122	303,300									
123	303,600									
124	303,900									
125	304,200									
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の八第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「千分の四百二十五」を「百分の四十五」に、「千分の五百二十五」を「百分の五十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

(一般職の職員の給与に関する条例及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の適用除外等)

第八条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第十六条の三第一項、第十六条の五第二項及び第十六条の十一第一項の規定の適用については、職員給与条例第十六条の三第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」と、職員給与条例第十六条の十一第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第十七条の三第一項及び第十八条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第十七条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された学校職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第十八条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」とする。

4・5 (略)

(以下、略)

(一般職の職員の給与に関する条例及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の適用除外等)

第八条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第十六条の三第一項、第十六条の五第二項及び第十六条の十一第一項の規定の適用については、職員給与条例第十六条の三第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十五」と、職員給与条例第十六条の十一第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第十七条の三第一項及び第十八条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第十七条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された学校職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第十八条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

4・5 (略)

(以下、略)

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第三条関係）

改正案

現行

○一般職の任期付職員の採用等
に関する条例

（平成十四年十月八日
山口県条例第五十号）

第一条～第六条（略）

（給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～4
（略）

○一般職の任期付職員の採用等
に関する条例

（平成十四年十月八日
山口県条例第五十号）

第一条～第六条（略）

（給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～4
（略）

(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員給与
与条例第十六条の三第一項、第十六条の五第二項及び第十六条
の十一第一項の規定の適用については、職員給与条例第十六条
の三第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員及び一般
職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例
第四十九号)第三条第一号の規定により任期を定めて採用された
職員(以下「第一号任期付研究員」という。)」と、職員給与条例
第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百
七十」と、職員給与条例第十六条の十一第一項中「職員」とあ
るのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。

(以下、略)

(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員給与
条例第十六条の三第一項、第十六条の五第二項及び第十六条の十
一第一項の規定の適用については、職員給与条例第十六条の三第
一項中「にある職員」とあるのは「にある職員及び一般職の任期
付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九
号)第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以
下「第一号任期付研究員」という。)」と、職員給与条例第十六条
の五第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十五」
と、職員給与条例第十六条の十一第一項中「職員」とあるのは
「職員及び第一号任期付研究員」とする。

(以下、略)

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第二条関係）

改正案

現行

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

（平成十四年十月八日
山口県条例第四十九号）

第一条～第四条（略）

（給与に関する特例）

第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

3
5
（略）

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

（平成十四年十月八日
山口県条例第四十九号）

第一条～第四条（略）

（給与に関する特例）

第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

3
5
（略）

改正案

355 (略)
第十六条の九、第二十二條

現行

355 (略)
第十六条の九、第二十二條

○ 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条関係）

改正案

○ 一般職の職員の給与に関する
条例

〔昭和二十六年二月二日
山口県条例第二号〕

第一条（第十六条の七）（略）

（勤勉手当）

第十六条の八（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特別管理職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特別管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

現行

○ 一般職の職員の給与に関する
条例

〔昭和二十六年二月二日
山口県条例第二号〕

第一条（第十六条の七）（略）

（勤勉手当）

第十六条の八（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十（特別管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に千分の四百二十五（特別管理職員にあつては、千分の五百二十五）を乗じて得た額の総額

議 案 第 3 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

山口県教育委員会

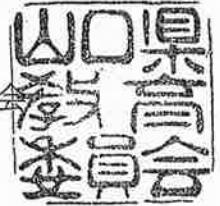
教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 8 0 6 号

令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について(回答)

令和元年11月19日付け平31財政第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

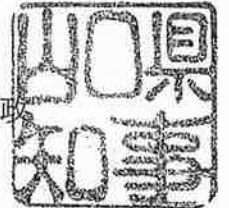
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成三十一年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

92			290,900	327,600	348,300	
93			291,300	327,900	348,700	
94			291,500	328,100	349,000	
95			291,700	328,500	349,300	
96			292,000	328,800	349,600	
97			292,400	329,000	349,900	
98			292,700	329,300	350,300	
99			292,900	329,600	350,700	
100			293,200	329,900	351,100	
101			293,500	330,100	351,600	
102			293,700	330,400	352,000	
103			293,900	330,800	352,400	
104			294,200	331,000	352,800	
105			294,500	331,200	353,300	
106				331,400		
107				331,800		
108				332,000		
109				332,200		
110				332,600		
111				333,000		
112				333,400		
113				333,600		
再任用学 校職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	

118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
再任用学校職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

56	253,300	295,700	394,900
57	254,500	297,700	396,300
58	255,700	300,100	397,500
59	256,800	302,300	398,700
60	258,000	304,900	400,000
61	259,400	307,200	401,200
62	260,200	309,600	402,200
63	261,400	311,900	403,600
64	262,300	314,100	404,900
65	263,300	316,300	406,100
66	264,700	318,300	407,200
67	265,800	320,300	408,400
68	267,100	322,300	409,500
69	268,700	324,200	410,500
70	270,200	326,300	411,700
71	271,500	328,400	412,900
72	272,900	330,400	414,100
73	273,900	332,500	414,700
74	274,900	334,600	415,500
75	276,100	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	

ロ 教育職給料表(二)

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	
	39	229,300	258,700	371,300	
	40	231,000	261,000	372,900	
	41	232,600	263,600	374,000	
	42	234,300	266,000	375,400	
	43	235,900	268,200	376,800	
	44	237,500	270,400	378,300	
	45	239,200	272,500	379,700	
	46	240,700	274,700	381,300	
	47	242,000	276,900	382,900	
	48	243,400	278,800	384,400	
	49	244,600	281,100	385,800	
	50	246,000	283,000	387,300	
	51	247,400	284,900	388,800	
	52	248,600	286,900	390,200	
	53	249,700	288,600	391,400	
	54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800		

	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用学校職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000
145	326,500	416,200
146	326,700	

45	239,900	297,700	410,600
46	241,200	300,100	411,900
47	242,500	302,300	413,400
48	243,700	304,900	415,000
49	245,100	307,200	416,700
50	246,600	309,600	418,100
51	247,800	311,900	419,700
52	249,300	314,100	421,200
53	250,400	316,300	422,900
54	251,600	318,300	424,400
55	253,000	320,300	426,000
56	254,000	322,300	427,600
57	255,300	324,200	429,100
58	256,300	326,300	430,600
59	257,400	328,400	431,800
60	258,600	330,400	433,000
61	259,900	332,500	434,200
62	260,900	334,600	435,500
63	262,300	336,800	436,800
64	263,400	339,000	438,000
65	264,700	340,700	439,200
66	266,100	342,900	440,400
67	267,500	344,900	441,600
68	269,100	347,100	442,800
69	270,500	348,900	444,000
70	271,800	350,800	445,200
71	273,100	352,800	446,400
72	274,400	354,800	447,600
73	275,500	356,400	448,700
74	276,700	358,300	449,300
75	278,000	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	
	39	230,100	284,900	401,700	
	40	231,900	286,900	403,100	
	41	233,600	288,600	404,800	
	42	235,300	290,900	406,200	
	43	236,900	293,200	407,500	
44	238,500	295,700	409,000		

57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
70			369,600	422,000	449,600	
71			370,000	422,600	449,900	
72			370,300	423,200	450,100	
73			370,800	423,700	450,300	
74			371,000	424,300		
75			371,500	424,800		
76			371,900	425,400		
77			372,200	425,900		
78			372,700	426,500		
79			373,200	427,200		
80			373,700	427,800		
81			374,200	428,100		
82			374,600	428,700		
83			375,100	429,400		
84			375,600	430,000		
85			376,000	430,400		
86			376,500	430,900		
87			376,900	431,600		
88			377,400	432,300		
89			377,900	432,500		
90			378,400			
91			378,900			
92			379,400			
93			379,700			
94			380,100			
95			380,600			
96			381,000			
97			381,500			
98			381,800			
99			382,300			
100			382,700			
101			383,300			
再任用学 校職員	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で
人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700
	49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900	

100			296,900	344,800			
101			297,100	345,100			
102			297,400	345,500			
103			297,800	345,900			
104			298,100	346,300			
105			298,300	346,800			
106			298,600	347,200			
107			299,000	347,600			
108			299,300	348,000			
109			299,500	348,500			
110			299,900	348,900			
111			300,300	349,200			
112			300,600	349,500			
113			300,800	350,000			
114			301,000				
115			301,300				
116			301,700				
117			301,900				
118			302,100				
119			302,400				
120			302,700				
121			303,100				
122			303,300				
123			303,600				
124			303,900				
125			304,200				
再任用学 校職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校職員 の区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	

議案第 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の四百二十五」を「百分の四十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

改正案

35 (略)
第十八条の五、第二十四条 (略)

現行

35 (略)
第十八条の五、第二十四条 (略)

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年二月十三日 山口県条例第六号)

第一条 第十八条の三 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の学校職員のうち再任用学校職員以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額
- 二 前項の学校職員のうち再任用学校職員 当該再任用学校職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

現行

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

(昭和二十七年二月十三日 山口県条例第六号)

第一条 第十八条 (略)

(勤勉手当)

第十八条の四 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会又はその委任を受けた者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の学校職員のうち再任用学校職員以外の学校職員 当該学校職員の勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額
- 二 前項の学校職員のうち再任用学校職員 当該再任用学校職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二を乗じて得た額の総額

議 案 第 4 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

山口県教育委員会

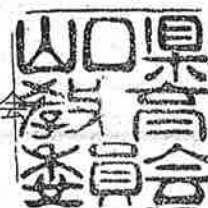
教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 8 0 6 号

令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について(回答)

令和元年11月19日付け平31財政第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

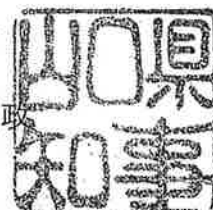
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和元年10月16日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 期末手当

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	令和元年度の支給割合	令和2年度以降の支給割合
6月期	1.65 月分	1.65 月分	1.70 月分
12月期	1.65	1.75	1.70
合 計	3.30	3.40	3.40

(2) 施行期日

規則で定める日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、期末手当の令和2年度以降の支給割合については、令和2年4月1日から施行する。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和元年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第三条関係）

改正案

現行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日）
山口県条例第四十二号

第一条～第三条（略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日）
山口県条例第四十二号

第一条～第三条（略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第一条関係）

改正案

現行

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

議 案 第 5 号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 8 0 6 号
令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和元年11月19日付け平31財政第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

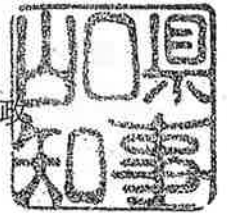
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算（第3号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和元年10月16日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）及び会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第12号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) パートタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用学校職員の報酬
報酬の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に 従事する職員	月 額	153,000円	154,900円
	日 額	7,290円	7,380円
	時 間 額	940円	950円

- (2) フルタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用学校職員の給料
給料の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に 従事する職員	月 額	153,000円	154,900円

3 施行期日

公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五三、〇〇〇円」を「一五四、九〇〇円」に、「七、二九〇円」を「七、三八〇円」に、「九四〇円」を「九五〇円」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五三、〇〇〇円」を「一五四、九〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 (略)

第四条〜第九条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五四、九〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

2〜3 (略)

(以下、略)

2 (略)

第四条〜第九条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

2〜3 (略)

(以下、略)

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
(令和元年十月八日山口県条例第十一号)

第一条～第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一五四、九〇〇円	
	日額	七、三八〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇四、二〇〇円	
	日額	一四、四九〇円	
	時間額	一、八七〇円	

現行

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
(令和元年十月八日山口県条例第十一号)

第一条～第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一五三、〇〇〇円	
	日額	七、二九〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇四、二〇〇円	
	日額	一四、四九〇円	
	時間額	一、八七〇円	

議 案 第 6 号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和元年11月19日付け平31財政第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

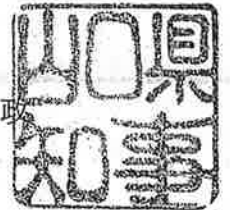
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平 3 1 財 政 第 8 6 号
令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五三、〇〇〇円」を「二五四、九〇〇円」に、「七、二九〇円」を「七、三八〇円」に、「一九四〇円」を「九五〇円」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五三、〇〇〇円」を「二五四、九〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
 (令和元年十月八日山口県条例第十二号)

第一条(第二条) (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一五四、九〇〇円	
	日額	七、三八〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇四、二〇〇円	
	日額	一四、四九〇円	
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	月額	三九、五二〇円	
	日額	五、一〇〇円	

現行

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
 (令和元年十月八日山口県条例第十二号)

第一条(第二条) (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一五三、〇〇〇円	
	日額	七、二九〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇四、二〇〇円	
	日額	一四、四九〇円	
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	月額	三九、五二〇円	
	日額	五、一〇〇円	

改正案

2 (略)

第四条～第九条 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五四、九〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

2～3 (略)

(以下、略)

現行

2 (略)

第四条～第九条 (略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五三、〇〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

2～3 (略)

(以下、略)

議案第7号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に
ついての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和元年（2019年）11月21日

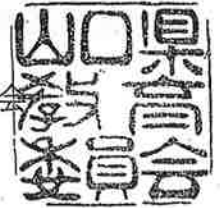
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 3 1 教 政 第 8 0 6 号
令和元年(2019年)11月19日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和元年11月19日付け平31財第86号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

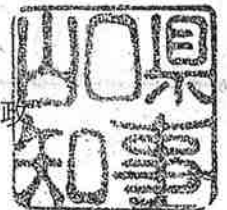
- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算 (第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年(2019年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和元年度山口県一般会計補正予算(第3号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の趣旨

国の運動部活動ガイドライン及び文化部活動ガイドラインにおいて、土日の活動時間を3時間程度とする基準が示されたことを踏まえ、部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当のうち部活動指導業務に係る手当額の見直しを行うため、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものである。

2. 改正の内容

教員特殊業務手当（第35条）の手当額について、引下げ改定を行う。

区 分	金 額	
	現 行	改 正
【4号関係】部活動指導業務	3,600円/日	2,700円/日

3. 施行期日

令和2年1月1日

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和元年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）

の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第四号中「三千六百元」を「二千七百元」に改める。

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

改正案

現

行

○一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

（昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号）

第一条〜第三十四条（略）

（教員特殊業務手当）

第三十五条（略）

2 前項の手当の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一（略）

二（略）

三（略）

四 前項第四号の業務

五（略）

一日につき 二千七百円

第三十六条〜第四十二条（略）

○一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

（昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号）

第一条〜第三十四条（略）

（教員特殊業務手当）

第三十五条（略）

2 前項の手当の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一（略）

二（略）

三（略）

四 前項第四号の業務

五（略）

一日につき 三千六百円

第三十六条〜第四十二条（略）

議案第8号

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項の規定に基づき、別紙の文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和元年（2019年）11月21日

山口県教育委員会

(別紙)

○ 文化財の県指定について

種別	名 称	所在地	所有者
有形文化財 (書跡)	手鑑「多々良の麻佐古」	山口県立山口博物館 山口市春日町 8 番 2 号	山口県

令和元年11月12日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会

会長 田中 誠



文化財の県指定について（答申）

令和元年（2019年）10月16日付け平31教社文第1112号で諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり山口県指定有形文化財に指定することが適当であると認めます。

記

有形文化財（書跡）：手鑑「多々良の麻佐古」

てかがみ たたら まさご
手鑑「多々良の麻佐古」の概要

1 種 別

有形文化財（書跡）

2 名 称

手鑑「多々良の麻佐古」

3 員 数

一帖

4 品質、形状、寸法

法帖仕立、縦49.4cm・横55.6cm・厚さ6.7cm
木箱入

5 制作の時代又は年代

明治27年（1894年）8月

6 所在の場所

山口市春日町8番2号 山口県立山口博物館

7 所 有 者

山口県（山口市滝町1番1号）

8 概 要

(1) 内容

手鑑とは、代表的な古人の書状や和歌などの筆跡を集めて、鑑賞用に仕立てたものである。本帖は、南北朝時代から戦国時代にかけての古文書や和歌、印影など55点からなる。大内弘世（14世紀中頃）から大内義長（16世紀中頃）に至る、大内氏歴代当主の文書23点、善福寺（現在の山口市道場門前にあった時宗寺院）文書16点、家臣の発給文書、大内持世・大内政弘等の和歌、大内氏勘合貿易印（重要文化財、防府市毛利報公会蔵）の印影などが収められている。

標題の「多々良の麻佐古」は、「多々良」は大内氏の本姓であり、「麻佐古」は「真砂」の当て字で、大内氏ゆかりの筆跡を真砂（細かく美しい砂）に例えたものであろう。

(2) 伝来

本帖は、元長州藩士で、明治期に主に宮内省（現宮内庁）の要職を歴任した、杉孫七郎（1835～1920）が、大内氏ゆかりの古文書などを収集し、手鑑としてまとめたものである。平成25年（2013）に杉孫七郎の曾孫から山口県立山口博物館に寄贈された資料780点の中のひとつ。本帖は、孫七郎がかつての主家である大内氏の古文書を収集し、手鑑に仕立てたものと考えられる。

(3) 歴史的価値

本帖は、大内弘世から義長に至る大内氏歴代当主の文書が並ぶことに加え、書下・^{かきくだし}安堵状・^{あんどじょう}下文・^{くだしごみ}連署状^{れんしよじょう}など、様々な書式の文書が含まれ、中世武家文書の様式を通覧できる。また、これまで史料集等に未掲載の古文書を多く含むなど、大内氏及び山口県の中世史研究上貴重な資料である。

また、手鑑として、能書家としても知られる杉孫七郎の優れた蒐集眼に適った秀逸な作品に仕上がっている。

9 その他参考となる事項

本帖には、すでに県指定有形文化財となっている下関市所有の手鑑「筆陳」^{ひっちん}（二帖、江戸時代中期）から移動した古文書7点が収められている。この7点は、長府毛利家の毛利家^{じゅうもつ}什物書画目録に、杉孫七郎に譲与された旨が記載されており、その内容と一致する。なお、他にこれまで県指定有形文化財となっている手鑑として、^{ばんだいちょう}山口市所有の手鑑（通称萬代帖一帖、江戸時代中期～後期）がある。

[参 考]

○県指定文化財件数

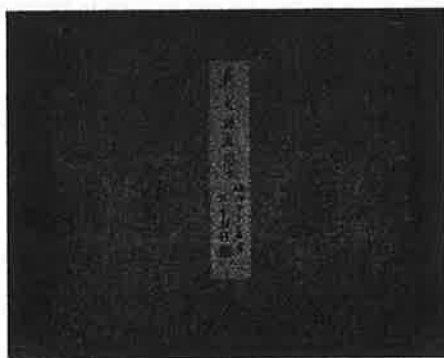
種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	29
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	16
	無形文化財	3
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	355	

○近年の県指定有形文化財（書跡のみ）

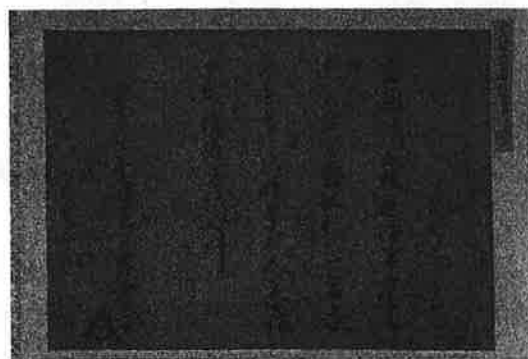
文化財名	市町	指定年月日
石屏子介禅師墨蹟	萩市	昭和 50. 3. 22
手鑑	山口市	昭和 53. 3. 22
紺紙金泥法華経	山口市	昭和 53. 12. 22
手鑑「筆陳」	下関市	平成 23. 2. 8

○近年の県指定文化財（過去5年）

文化財名	市町	指定年月日
長府藩主毛利家墓所	下関市	平成 26. 12. 2
銅印 印文「三川私印」	山口市	平成 27. 3. 6
木造四天王立像	長門市	平成 27. 12. 18
紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図	山口市	平成 29. 5. 9
絹本着色仏涅槃図	防府市	平成 30. 3. 2
竜王山のハマセンダン	山陽小野田市	平成 30. 3. 2
萩焼（追加認定）大和祐二・新庄貞嗣	山口市、長門市	平成 30. 9. 11
赤間硯（追加認定）日枝敏夫	宇部市	平成 30. 9. 11



手鑑「多々良の麻佐古」表紙



大内弘世書下（正平12年(1357年)7月13日）

報告事項

番号	件名	主管課
1	第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について	教育政策課
2	令和2年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教職員課
3	令和2年度山口県公立高等学校入学者選抜実施要領について	高校教育課
4	平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・体育課

第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について

1 戦略（素案）の概要

第1期総合戦略に掲げる「3つの基本的な施策の方向」及び「4つの政策の基本目標」の枠組みを維持し、やまぐち維新プランをベースに、第1期総合戦略の検証結果を反映するとともに、国の基本方針を勘案して作成

〔戦略構成〕 政策の基本目標と施策展開等からなる「戦略本体」と具体的取組を記載した行動計画の「アクションプラン」の2部構成

〔対象期間〕 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで

○維新プランの重点施策に基づく取組及び成果指標は全て取り込む

○本県への新しい人の流れの強化などの検証結果への対応、及び国の基本方針の新たな視点を踏まえ、「Society5.0」「関係人口」「人づくり」「誰もが活躍できる地域社会」「SDGs」などを施策の柱立て等に反映

○国の第2期総合戦略（12月末公表予定）や検証結果に基づく具体的な取組等は、最終案でアクションプラン等に適宜追加記載

※第1期総合戦略との体系比較は裏面のとおり

2 基本目標及び各施策のKPIの設定

人口減少の克服に向け、「4つの政策の基本目標」の現行項目を引き続き掲げ、KPIは維新プランの成果指標に加え、必要な指標を追加・補強
なお、目標数値は、国の第2期総合戦略等を踏まえ、最終案で設定

【基本目標】

区分	第1期（目標数値）	第2期（項目）
雇用	5年間で若年者6千人の雇用の場を創出	若者や女性の雇用の場の創出
人材定着	10年後の転出入者数の均衡に向け、R1までに転出超過を半減	転出超過の抑制
少子化	15年後の合計特殊出生率「1.9」に向け、R1までに「1.65」に向上	合計特殊出生率の向上
地域	元気生活圏づくり推進方針策定(18町)	元気生活圏に取り組む地域数

3 今後のスケジュール

12月中旬	パブリックコメントの実施
2月下旬	最終案*の提示 ※目標数値や令和2年度予算等を追記
3月下旬	策定・公表

「第1期総合戦略」と「第2期総合戦略（素案）」の体系比較

基本的な 施策の方向	政策の 基本目標	第2期戦略(素案)			
		第1期戦略 施策の柱(12)	施策の柱(17)	施策展開(51)	KPI(115)
「社会減の 流れ」を断 ち切る！	産業振興 による雇 用の創出	雇用を生み出す産業 力の強化	雇用を生み出す産業 力の強化	①「やまぐち維 新プラン」の重 点施策に基づく 取組 ②国の基本方針 を踏まえた新た な取組 等	①「やまぐち維 新プラン」の成 果指標 ②新規取組や体 系再構築等に伴 う指標の追加・ 補強 等
		地域の雇用を支える 中堅・中小企業の応 援	地域の雇用を支える 中堅・中小企業の応 援		
		地域の新たな担い手 の受け皿となる元気 な農林水産業の育成	地域の新たな担い手 の受け皿となる元気 な農林水産業の育成		
		幅広い産業・地域を 活性化させる観光の 振興	幅広い産業・地域を 活性化させる観光の 振興		
		—	国内外の新たな市場 獲得の促進		
	やまぐち の次代を 担う人材 の育成と 定着・還 流・移住 の推進	—	やまぐちの未来を支 える人づくりの推進		
		やまぐちへの定着促 進	若者や女性のやまぐ ちへの定着促進		
		やまぐちへのひとの 還流・移住の推進	やまぐちへのひとの 還流・移住の推進		
		—	関係人口の創出・拡 大		
		子育てしやすい環境 づくり	子育てしやすい環境 づくり		
「少子化の 流れ」を変 える！	結婚・出 産・子育 て環境の 整備	次代を拓く教育の充 実	—		
		—	ワーク・ライフ・バ ランスを実現する働 き方改革の推進		
		—	Society5.0の実現 に向けた新たな社会 システムづくりへの挑戦		
「住みやす い地域社 会」を創 る！	時代に対 応した持 続可能な 地域社会 の形成	にぎわいや交流を生 みだす「まち」の活 性化	にぎわいや交流を生 みだす「まち」の活 性化		
		活力ある中山間地域 づくりの推進	活力ある中山間地域 づくりの推進		
		安心して暮らせる地 域づくり	安心して快適に暮ら せる地域づくり		
		—	誰もが活躍できる地 域社会の実現		
		地域連携による経 済・生活圏の形成	地域連携による経 済・生活圏の形成		
		—	—		

報告事項 2

令和 2 年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては 7 年、県立学校においては 10 年（小・中学校採用者は 7 年）を超える者については、原則として異動を行う。

2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と総合支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、総合支援学校においては、総合支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

令和2年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 令和2年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

ア 募集は、第一次募集、推薦入学、下関双葉高等学校入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。

イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月 7日（金）から2月13日（木）午前10時まで
- イ 出願の期間 2月18日（火）から2月21日（金）午前10時まで
- ウ 学力検査 3月 5日（木）
- エ 選抜結果の発表 3月13日（金）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割

右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において、令和2年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。学校指定教科検査は、国語、数学及び英語のうち、高等学校長が定める教科を、学力検査当日に実施する。検査問題は、各教科とも15点とし、検査時間は、各高等学校、学科において実施する教科数に応じて、次に示すとおりとする。

[1教科実施の場合] 15:20～15:35 (15分)

[2教科実施の場合] 15:20～16:00 (40分)

[3教科実施の場合] 15:20～16:25 (65分)

検査時間は、1教科15分間とし、教科間に解答用紙回収・検査問題配付のための時間を10分間もうける。なお、検査教科の順は次のとおりとする。

教科	検査時間
英語	15:20～15:35 (15分)
解答用紙回収・検査問題配付 (10分)	
数学	15:45～16:00 (15分)
解答用紙回収・検査問題配付 (10分)	
国語	16:10～16:25 (15分)

(7) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査、学校指定教科検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。
- イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の5%に相当する人数(一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。)以内とする。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月24日(金)から1月29日(水) 午前10時まで
- イ 面接等の実施日 **2月5日(水)** (2月6日(木)にも行うことが可能)
- ウ 選抜結果の通知 2月13日(木) 午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

ア 令和2年3月中学校卒業見込みの者

イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 下関双葉高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

ア 下関双葉高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）は、山口県立下関双葉高等学校〔総合学科（昼間部・夜間部）〕において実施する。

イ 募集人員は、昼間部、夜間部とも入学定員の25%に相当する人数とする。

(2) 日程

ア 出願の期間 1月24日(金)から1月29日(水)午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月5日(水)**（2月6日(木)にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月13日(木)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

令和2年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該高等学校総合学科に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。

イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができること。

ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。

- ・ 中学校での出席状況・学習状況にかかわらず、当該学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者
- ・ 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(4) 出願

ア 志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、願書及び志願理由書（山口県立下関双葉高等学校特別入学者選抜用）を、出願の期間中に、中学校長を経由して、当該高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文

特別入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（山口県立下関双葉高等学校特別入学者選抜用）及び面接、小論文の結果等を資料として、当該高等学校長が行う。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地

域創生科] (以下「連携高等学校」という。)において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月24日(金)から1月29日(水)午前10時まで
- イ 面接等の実施日 **2月5日(水)** (2月6日(木)にも行うことが可能)
- ウ 選抜結果の通知 2月13日(木)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を令和2年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの。

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長(以下「連携中学校長」という。)を経由して、連携高等学校の校長(以下「連携高等学校長」という。)に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

6 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月13日(金)に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

- ア 出願の期間
 - 全日制課程 3月16日(月)～3月19日(木)午後2時まで
 - 定時制課程 3月16日(月)～3月25日(水)正午まで
- イ 面接等の実施日
 - 全日制課程 3月23日(月)
 - 定時制課程 3月26日(木)
- ウ 選抜結果の発表
 - 全日制課程 3月24日(火)正午
 - 定時制課程 3月27日(金)正午

(3) 応募資格

令和2年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び令和2年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び令和2年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月3日（月）から2月14日（金）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月2日（月）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月10日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月10日（火）午後3時から3月13日（金）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月10日（火）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月17日（火）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月19日（木）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

報告事項 4

平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状（国公立立計）

	山 口 県		全 国	
	発生件数 (小・中・高・中等)	発生率	発生件数 (+9,615)	発生率
暴力行為の発生件数 (小・中・高・中等)	691件 (+155)	4.9件 (+1.1)	72,940件 (+9,615)	5.5件 (+0.7)
いじめの認知件数 (小・中・高・中等・特)	4,116件 (+947)	29.1件 (+7.1)	543,933件 (+129,555)	40.9件 (+10.0)
不登校児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 413人 (+93)	出現率 6.1人 (+1.4)	44,841人 (+9,809)	出現率 7.0人 (+1.6)
	中・中等前期課程 1,092人 (+94)	31.4人 (+3.5)	119,687人 (+10,688)	36.5人 (+4.0)
	高・中等後期課程 287人 (0)	8.5人 (+0.2)	52,723人 (+3,080)	16.3人 (+1.2)
高等学校の中途退学者数 (高・中等後期課程)	550人 (+130)	中途退学率 1.5% (+0.4)	48,594人 (+1,792)	中途退学率 1.4% (+0.1)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数。

※＜国立学校数＞小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校

＜公立学校数（分校含む）＞ 小学校289校、中学校147校（中等教育学校前期課程1校を含む）、高等学校60校（中等教育学校後期課程1校を含む）、特別支援学校13校

＜私立学校数＞中学校8校、高等学校22校

平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

(1) 暴力行為（国公立小・中・高等学校及び中等教育学校）

資料1

区分	平成30年度		
	発生件数	発生率	
小	山口県	227 (+61)	3.3 (+0.9)
	全国	36,536 (+8,221)	5.7 (+1.3)
中	山口県	393 (+66)	11.3 (+2.2)
	全国	29,320 (+618)	8.9 (+0.4)
高	山口県	71 (+28)	1.9 (+0.8)
	全国	7,084 (+776)	2.1 (+0.3)
計	山口県	691 (+155)	4.9 (+1.1)
	全国	72,940 (+9,615)	5.5 (+0.7)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

- 本県の状況
 - ・ 本県における暴力行為の発生件数は、691件（小学校227件、中学校393件、高等学校71件）で、前年度より155件増加した。暴力行為発生率は全国数値を下回っている。
 - ・ 形態別は、「生徒間暴力」が481件（小学校134件、中学校297件、高等学校50件）で最も多く、「対教師暴力」127件、「器物損壊」75件、「対人暴力」8件と続く。

(2) いじめ（国公立小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校）

資料2

区分	平成30年度		
	認知件数	認知率	
小	山口県	2,716 (+603)	39.8 (+9.1)
	全国	425,844 (+108,723)	66.0 (+16.9)
中	山口県	1,144 (+279)	32.9 (+8.7)
	全国	97,704 (+17,280)	29.8 (+5.8)
高	山口県	226 (+51)	6.2 (+1.5)
	全国	17,709 (+2,920)	5.2 (+0.9)
特	山口県	30 (+14)	16.5 (+7.6)
	全国	2,676 (+632)	19.0 (+4.5)
計	山口県	4,116 (+947)	29.1 (+7.1)
	全国	543,933 (+129,555)	40.9 (+10.0)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

- 本県の状況
 - ・ 本県におけるいじめの認知件数は、4,116件（小学校2,716件、中学校1,144件、高等学校226件、特別支援学校30件）であり、前年度より947件増加した。
- 全国の状況
 - ・ いじめの態様については、全国的に「冷やかしかからかい、悪口脅し文句」が最も多く、次に小・中学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が続いている。

(3) 不登校

① 本県の国公私立小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

区分	平成30年度		
	不登校 児童生徒数	出現率	
小	山口県	413 (+93)	6.1 (+1.4)
	全国	44,841 (+9,809)	7.0 (+1.6)
中	山口県	1,092 (+94)	31.4 (+3.5)
	全国	119,687 (+10,688)	36.5 (+4.0)
計	山口県	1,505 (+187)	14.6 (+2.0)
	全国	164,528 (+20,497)	16.9 (+2.2)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

○ 本県の状況

- 小・中学校及び中等教育学校前期課程において年30日以上欠席した不登校児童生徒数は、1,505人で、前年度より187人増加した。児童生徒1,000人当たりの出現率は14.6人と全国的にも低い水準である。
- 校種別では、小学校413人で前年度より93人増加、中学校1,092人で94人増加した。出現率は、小学校6.1人、中学校31.4人であり、全国平均（小学校7.0人、中学校36.5人）を下回っている。

○ 全国の状況

- 小学校不登校の要因について、全国的に、「本人に係る要因」として、「『不安』の傾向がある」と「『無気力』の傾向がある」が多く、「学校・家庭に係る要因」として、「家庭に係る状況」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が続いている。
- 中学校不登校の要因について、全国的に、「本人に係る要因」として、「『不安』の傾向がある」と「『無気力』の傾向がある」が多く、「学校・家庭に係る要因」として、「家庭に係る状況」が多く、次に、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が続いている。

② 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

区分	平成30年度		
	不登校 児童生徒数	出現率	
高	山口県	287 (0)	8.5 (+0.2)
	全国	52,723 (+3,080)	16.3 (+1.2)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数

○ 本県の状況

- 高等学校及び中等教育学校後期課程における不登校生徒数は287人であり、前年度と同数であった。
- 生徒1,000人当たりの出現率は8.5人であり、全国的にも低い水準である。

○ 全国の状況

- 不登校の要因として、全国的に、「本人に係る要因」として、「『無気力』の傾向がある」と「『不安』の傾向がある」が多く、「学校・家庭に係る要因」として、「学業の不振」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「家庭に係る状況」が続いている。

(4) 中途退学（高等学校及び中等教育学校後期課程）

資料 4

区 分	平成30年度	
	中途退学者数	中途退学率
高	山口県	550 (+130)
	全国	48,594 (+1,792)

- 本県の状況
- ・ 高等学校及び中等教育学校後期の中途退学者数は550人であり、前年度より130人増加した。
 - ・ 中途退学率は1.5%であり、全国平均とほぼ同じ水準である。
 - ・ 中途退学の理由としては、「進路変更」が41.1%で最も多く、次に「学校生活・学業不適応」が26.7%となっている。

(5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた公立学校における主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ 児童生徒の心の成長を支援する「心をひらき、心をみがき、心をつたえあう」教育の一層の推進
- ・ スクールカウンセラーによる心理教育プログラムの実施による子どもたちの心の育成
- ・ A F P Y等の体験活動を活用したコミュニケーション能力の向上等による望ましい人間関係づくりの推進
- ・ 生徒指導の充実による生活規律や学習規律等の徹底
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進
- ・ 中学生を対象とした高等学校の体験入学等実施による学校理解の推進

イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実

- ・ 小中高の異校種間連携及び外部専門家や関係機関等との連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進
- ・ SNS等を活用した幅広い相談体制の充実
- ・ スクールカウンセラーの配置及び調査研究内容の普及等による生徒指導・教育相談体制の一層の充実・強化
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置及び小学校入学時からの活用等による児童生徒支援体制の一層の充実・強化
- ・ 個に応じたきめ細かな学習指導の充実
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
- ・ 学校適応感調査「Fit」（小・中・高校生版）の積極的活用による児童生徒理解及び支援の促進
- ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
- ・ 市町教委と連携した、加配教員の配置による学校への支援
- ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援

ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

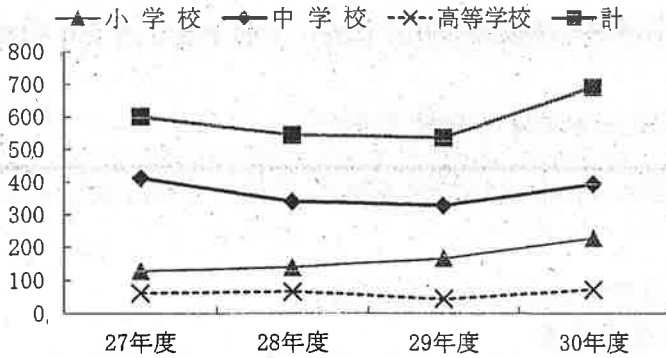
- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
- ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
- ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
- ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

資料1 暴力行為の状況 (H30 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

<発生件数の推移>



区分	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	128	139	166	227
中学校	412	340	327	393
高等学校	61	65	43	71
計	601	544	536	691

<暴力行為の内訳(件数)>

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率(件)
小	67(+22)	134(+39)	2(+2)	24(▲2)	227(+61)	3.3
中	51(▲16)	297(+75)	3(▲6)	42(+13)	393(+66)	11.3
高	9(+8)	50(+20)	3(0)	9(0)	71(+28)	1.9
計	127(+14)	481(+134)	8(▲4)	75(+11)	691(+155)	4.9

<全国との比較>

()内は前年度との比較

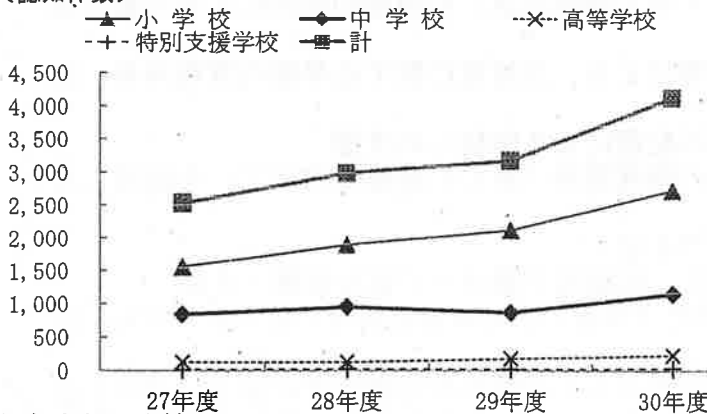
区分	山口県		全国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
国公立	691(+155)	4.9(+1.1)	72,940(+9,615)	5.5(+0.7)

資料2 いじめの状況 (H30 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

いじめの定義「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>



区分	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	1,560	1,890	2,113	2,716
中学校	839	947	865	1,144
高等学校	124	123	175	226
特別支援学校	7	19	16	30
計	2,530	2,979	3,169	4,116

<全国との比較>

()内は前年度との比較

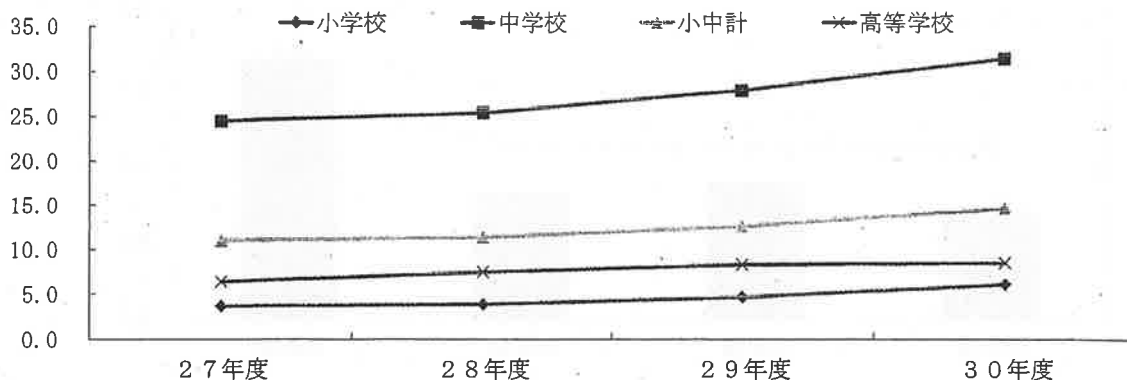
区分	山口県		全国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
国公立	4,116(+947)	29.1(+7.1)	543,933(+129,555)	40.9(+10.0)

資料3 不登校の状況 (H30 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」

<不登校児童生徒割合の推移（1,000人当たりの不登校児童生徒数）>



不登校児童生徒割合（1,000人当たり）

	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	3.7	3.9	4.7	6.1
中学校	24.5	25.4	27.9	31.4
小中計	11.0	11.4	12.6	14.6
高等学校	6.4	7.5	8.3	8.5

不登校児童生徒数

	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	259	268	320	413
中学校	925	939	998	1,092
小中計	1,184	1,207	1,318	1,505
高等学校	225	262	287	287

<全国との比較>

() 内は前年度との比較

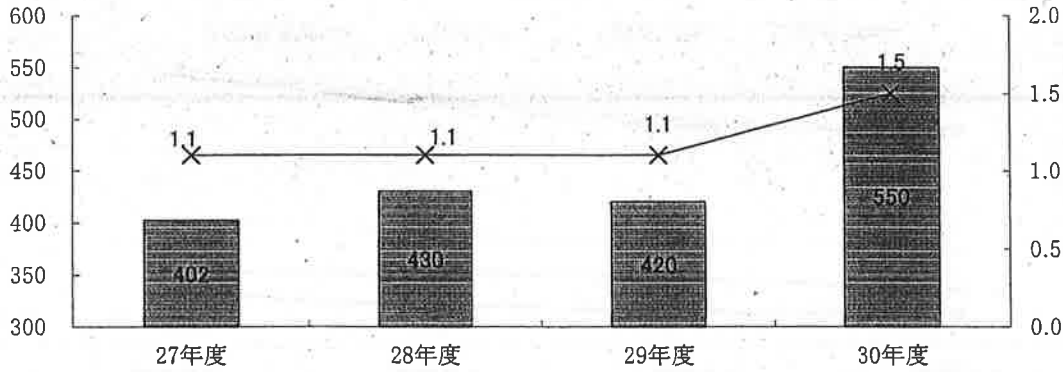
区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
小学校	413(+93)	6.1(+1.4)	44,841(+9,809)	7.0(+1.6)
中学校	1,092(+94)	31.4(+3.5)	119,687(+10,688)	36.5(+4.0)
小・中計	1,505(+187)	14.6(+2.0)	164,528(+20,497)	16.9(+2.2)
高等学校	287(0)	8.5(+0.2)	52,723(+3,080)	16.3(+1.2)

資料 4

中途退学の状況 (H30 山口県 : 国公立高等学校)

(文部科学省 : 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

< 中途退学者数及び中途退学率の推移 >

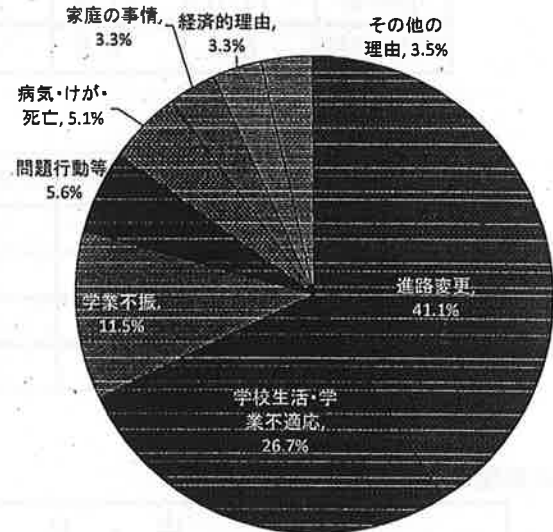


区分	項目	27年度	28年度	29年度	30年度
国公立	中途退学者数 (人)	402	430	420	550
	中途退学率 (%)	1.1	1.1	1.1	1.5

< 理由別中途退学者数 >

() 内は前年度比

理由	人数	率
進路変更	226 (+38)	41.1%
学校生活・学業不適応	147 (+29)	26.7%
学業不振	63 (+32)	11.5%
問題行動等	31 (+8)	5.6%
病気・けが・死亡	28 (+4)	5.1%
家庭の事情	18 (+6)	3.3%
経済的理由	18 (+9)	3.3%
その他の理由	19 (+4)	3.5%
計	550 (+130)	-



< 全国との比較 >

() 内は前年度との比較

区分	山 口 県		全 国	
	中途退学者	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
国公立	550 (+130)	1.5 (+0.4)	48,594 (+1,792)	1.4 (+0.1)

協議事項

番号	件名	主管課
1	山口県文化財保存活用大綱（素案）について	社会教育・文化財課

山口県文化財保存活用大綱（素案）の概要

策定の背景と目的

- ◇ 少子高齢化や過疎化の進展等による社会状況の変化を背景に、文化財を守り伝えてきたコミュニティ機能の低下や文化財の継承者不足等が顕在化。また、頻発する自然災害等により、文化財の喪失が進行
- ◇ 地域社会総がかりで文化財の保存・活用を進めていくことを目的に文化財保護法が改正され、各都道府県において地域が一体となって保存・活用を計画的に進めていくための基本的な方向性を示す大綱の策定が制度化
- ◇ 県、市町、所有者はもとより、地域全体で相互に矛盾なく、同じ方針のもとで保存・活用に取り組む共通の基盤として大綱を策定

文化財の意義

先人たちの長年にわたる努力により継承されてきた文化財は、心豊かな生活の源となるもので地域社会の精神的な支柱であり、優れた文化の創造と発展の基礎となるもの

大綱の位置付け

- ◇ 文化財保護法第183条の2第1項に定める県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱
- ◇ 本県の総合計画である「やまぐち維新プラン」や教育分野の計画である「山口県教育振興基本計画」における文化財分野に係る個別指針

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要

- 三方が海に開かれ、県の中央部を中国山地が東西に走るといふ地勢により、気候が温暖で、多様な植物や動物等が生息し地質の博物館と称されるなど、自然が豊か
- 人口は、昭和60年以降、減少を続け、近年では社会減に加え自然減も進行。特に中山間地域の減少率が高い
- 室町時代の大内氏の繁栄に伴う文化財や近代国家の成立につながった幕末維新関連の文化財が多く存在
- 年間50万人以上の観光客のある文化財も存在

2 山口県の文化財の概要

- 国の文化財は、国宝の10件と特別天然記念物の3件を含め、指定・選定文化財が257件、登録が105件
- 県の文化財は、指定文化財が355件で、有形文化財は彫刻、天然記念物は植物、無形民俗文化財は民俗芸能が多いことが特徴
- 埋蔵文化財包蔵地は3106ヶ所あり、弥生時代から中世にかけての遺跡が多い

3 文化財の保存・活用に関する課題

- 調査が十分でない分野の文化財や、未指定だが価値の高い文化財も存在
- 経費負担の問題で修理が滞り、さらなる劣化の進行により修理費が増大するという悪循環も発生
- 相続者や継承者の不足等により、管理や行事の実施が困難な状況が発生
- 娯楽の多様化や価値観の変容等による文化財の本質的価値の理解の低下
- 文化財を観光等の地域資源として活用する能力への要求
- 自然災害等の頻発による文化財への被害の甚大化

4 目指すべき方向性・将来像

〔目指すべき方向性〕

- 県民一人ひとりが、文化財の重要性や可能性を理解し、文化財の継承者、伝承者、支援者として、主体的に守り伝えていく地域社会を目指す。
- 文化財の魅力を最大限に発揮し、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存はもとより、新たな文化創造へと還元される好循環の創出を目指す。

〔目指すべき将来像〕

地域の伝統・文化の象徴である文化財が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく。

5. 文化財の保存・活用の方針

- 文化財の幅広い掘り起しや価値が高いものの指定等による保護の実施
- 適時適切な保存・修理等による価値の維持
- 文化財の本質的な価値の理解促進と身近なものに感じられる環境づくりの推進

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等

- 未指定文化財の全県的な悉皆調査の実施
- 調査結果等を踏まえた指定の推進

2 文化財の修理・整備への支援

- 中・長期的な修理・整備計画の把握と寄付なども活用した計画的な財源の確保
- 保全・整備活動などを行うボランティア団体等との連携促進
- 専門的な知見等による技術的助言

3 文化財継承の担い手の確保

- 文化財保存活用支援団体やヘリテージマネージャー等の専門家の育成促進
- 所有者に代わり維持管理を行う管理責任者の研修と制度の利用促進

4 教育・人材育成

- 授業や課外活動での文化財を活用した学習機会の促進
- 出前講座や博物館等での学ぶ機会の充実
- 市町担当職員やボランティアガイド等の研修や情報提供

5 効果的な情報発信

- ホームページ等による指定文化財等の情報発信の強化
- ガイドツアーの充実や先端技術を利用したわかりやすい公開活用
- 無形民俗文化財等保存団体が行う公開機会の促進

6 地域活性化につながる効果的な活用

- 地域にある様々な文化資源の面的活用の促進
- 関係自治体と連携した関連性のある文化財の広域的な活用促進
- 観光部局等と連携した観光施設等との連携活用の促進

第3章 市町への支援の方針

- 全ての市町が、それぞれの地域の歴史や文化的特徴等を生かした保存・活用に係る取組が進むよう、下記の支援を実施する
 - 保存・活用に係る取組に対する事務処理ノウハウの提供や技術的な助言・支援、補助金をはじめとした各種支援制度等の情報提供
 - 地域計画の作成に向けた技術的な助言や情報提供
 - 建築基準法の適用除外等を受ける際の建築部局と連携した助言

第4章 防災・災害発生時の対応

- 1 防犯体制づくり
 - 地域や警察等関係機関と連携した防犯活動の推進や防犯設備の充実などの防犯環境の整備促進
- 2 防火体制づくり
 - 地域や消防等関係機関と連携した初期消火体制の構築や定期的な防火設備の点検、老朽化した設備等の修理・更新の促進
- 3 防災体制づくり
 - 安全な管理場所への移動の検討など、文化財が被災しにくい環境づくりの推進
 - 所有者等への文化財の価値の事前の周知徹底等による被災時の保全対策の促進
- 4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 推進体制
 - 担当課を中心に、文化振興、自然保護、観光等の関係部門と連携するとともに、市町や民間団体とも協力し、より広い視点から文化財の保護・活用を推進
- 2 今後の体制整備の方針
 - 研修等を通じた文化財担当職員の専門性の向上
 - 専門職員の計画的な採用や配置
 - 文化財保存活用支援団体の指定や担い手となる民間団体の育成

今後のスケジュール

時期	内容
R元年12月	○ 文教警察委員会へ素案を報告 ○ パブリックコメント（～1月中旬）
R2年1月 ～2月	○ 文化財保護審議会で最終案を審議 ○ 教育委員会会議で最終案を協議
R2年3月	○ 文教警察委員会へ最終案を報告 ○ 策定・公表

